

【介護保険の加入者】

区 分	内 容
<p>第1号被保険者</p>	<p>○ 対象 市内に住所を有する 65 歳以上のすべての方</p> <p>○ 資格の取得 (資格は、誕生日の前日に取得します。)</p> <p>① <u>65 歳に達したとき</u> 手続きは必要ありません。第 1 号被保険者の資格を取得した月に介護保険被保険者証が郵送されます。</p> <p>② <u>本市に転入したとき</u> 市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続きをしてください。即日、介護保険被保険者証を交付します。</p> <p>○ 資格の喪失</p> <p>① <u>他市に転出するとき</u> 市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続き（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。要介護（要支援）認定を受けている方には受給資格者証明書が発行されます。</p> <p>② <u>死亡したとき</u> 市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続き（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。</p> <p>○ 住所等の変更 市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続きをしてください。</p>
<p>第2号被保険者</p>	<p>○ 対象 市内に住所を有する 40 歳から 64 歳までの医療保険（国民健康保険・健康保険組合など）に加入している方</p> <p>○ 資格の取得 (資格は、誕生日の前日に取得します。)</p> <p>① <u>40 歳に達したとき</u> 手続きは必要ありません。要介護（要支援）認定を受けた場合にのみ、後日、介護保険被保険者証が郵送されます。</p> <p>② <u>医療保険に加入したとき</u> 手続きは必要ありません。要介護（要支援）認定を受けた場合にのみ、後日、介護保険被保険者証が郵送されます。</p> <p>③ <u>本市に転入したとき</u> 手続きは必要ありません。要介護（要支援）認定を受けた場合にのみ、後日、介護保険被保険者証が郵送されます。</p> <p>○ 資格の喪失</p> <p>① <u>他市に転出するとき</u> 要介護（要支援）認定を受けていない方は、手続きの必要はありません。認定を受けている方は、市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続き（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。認定を受けている方には受給資格証明書が発行されます。</p>

	<p>② <u>死亡したとき</u></p> <p>要介護（要支援）認定を受けていない方は、手続きの必要はありません。認定を受けている方は、市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続き（介護保険被保険者証の返還など）をしてください。</p> <p>○ 住所の変更</p> <p>要介護（要支援）認定を受けていない方は、手続きの必要はありません。認定を受けている方は、市民課（各総合支所：市民税務課）の手続き後、高齢者福祉課（各総合支所：福祉課）で手続きをしてください。</p>
--	--